

令和7年2月20日 佐藤

～ デジタル技術の活用による業務効率化や生産性向上を区が後押しします！ ～

区内中小事業者向けに、新たに創設 「デジタル技術活用支援補助金」

補助対象取組の例

- ・アプリを使って、日常業務を手軽かつペーパーレスにしたい！
- ・RPA でデータ入力などの単純業務を自動化したい！
- ・生成 AI でデータ解析・資料作成する技術を身に着けたい！
- ・飲食店のセルフオーダーシステムの仕組みを導入したい！
- ・ドローンを使って高所点検を安全かつ効率的にしたい！ など

補助率：3 / 4

上限額：50万円

3月3日から相談受付開始！

すみサポが全力でサポート！

区では、区内中小企業の持続的な発展を後押しするため、事業者が行うデジタル技術を活用した、業務効率化や生産性向上などにつながる取組にかかる経費の一部を補助する「デジタル技術活用支援補助金」を新たに創設し、3月3日（月）から相談受付を開始します。

この事業は、昨今の物価高騰や人手不足等による、区内事業者の負担の増加や、デジタル化推進の関心の高まりなどの背景から、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用して実施するものです。補助金額は上限50万円とし、対象経費の4分の3を補助します。

事業の活用により、デジタル化に伴うイニシャルコストを抑えることができるとともに、将来的なコストの削減にもつながることが期待されます。

補助金の利用にあたっては、区が開設する経営のよろず相談窓口「すみだビジネスサポートセンター（すみサポ）」が伴走しながら、事業計画書の作成支援などを行います。

区の担当者は、「区内中小企業のDXへの第一歩を踏み出す契機として、本補助金を是非ご活用いただきたいです。まずは、お気軽にすみサポまでご相談ください。」と呼びかけます。

《概要》デジタル技術活用支援補助金

対象者： 中小企業基本法に定める中小企業者であること。

区内に1年以上主たる事業所を有すること。

対象経費： ソフトウェア、クラウドサービス及びハードウェア（以下「ソフトウェア等」）の購入経費、利用料、使用料、運用保守経費（ ）

（ ）申請年度に初めて導入したもので、期間が交付決定日から実績報告日までの経費のみ対象
ソフトウェア等の導入・活用に係る設計、設定及びカスタマイズ等に係る経費

ソフトウェア等の導入・活用に係る技術指導及び助言、研修を受けるための経費

補助金額： 上限50万円（対象経費の4分の3、千円未満切り捨て、下限額5万円）

手続きの流れ： すみだビジネスサポートセンターへの事前相談（事業計画書作成相談等）を行った後、必要書類を作成し、区に申請を行う。

相談受付開始： 令和7年3月3日（月）から

申請受付期間： 令和7年4月1日（火）から令和7年11月28日（金）まで（必着）

実績報告書を令和8年2月20日（金）までに提出できるものに限る

その他： 補助対象外となる経費など、詳しい補助要件などは近日中に区HPにて掲載予定

《問合せ》経営支援課 03-5608-6184

お問い合わせは午後5時までにお願いします。（広報広聴担当 03-5608-6220）